

社会福祉法人青山保育会役員の報酬に関する報酬規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人青山保育会定款第21条の規定にもとづき、定款第15条の役員に対しての報酬等について必要な事項をさだめたものとする

(役員報酬)

第2条 役員の報酬は、無報酬とする。

2 日当として、理事会及び評議員会、役員研修会等に出席する役員に対して、

日当5,000円を支払うことができる。

3 監事が定款第18条第1項、第2項の規定により監査を行ったときは、前項の規に準じて、日当5,000円を支払うことができる。

(出張旅費)

第3条 役員が法人業務のため出張する場合は、日当1日分5,000円を支給し、交通費等実費弁償費を支弁することができる。

(改廃)

第4条 この規定を改廃する必要が生じた場合は、評議員会の承認を経なければならぬい。

(附則)

この規定は、平成29年6月1日から施行する。